番号	件名	日	号外	頁
二九	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の事業場の所在地を変更する件	一七		九
	○環境省			
六一	予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件の一部を改正する件	一		八
六二	農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準の一部を改正する件	一〇		六
六三	我が国における平成二十九年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を公表する件	二五		九
六四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件	二六	88	六七
	○原子力規制委員会			
二	兼用キャスクが安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる地震力等を定める告示	二	66	一六
三	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の設計に係る型式証明の件	一五		八
	○防衛省			
七六	平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件	一	65	一四七
七七	平成二十三年防衛省告示第七十三号の一部を改正する件	一	65	一四九
七八	漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ定める件	四		八
七九、八〇	海上における射撃訓練を実施する件	五		七
八一、八二	海上における射撃訓練等を実施する件	九		八
八三	アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が決定された件	二二		五
八四—八八	海上における空対空射撃訓練を実施する件	二四		五
八九	海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件	二四		六
九〇	海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二四		六
九一	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	二四		六
九二	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛大臣が指定する施設として指定した件	二五		九
九三—九七	海上における射撃訓練を実施する件	二六		一三
	○関東信越厚生局			
一—六	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	二三		九
	○近畿厚生局			
一	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	二三		九
	○東北地方整備局			
九六、九七	道路に関する件	一	65	一四九
九八	都市計画に関する件	一一		五
九九、一〇九	道路に関する件	一二		七
一〇一、一〇二	〃	二六	88	六七
	○関東地方整備局			
一五二—一五七	都市計画に関する件	一	65	一五〇
一五八—一六五	道路に関する件	一	65	一五〇
一六六、一六七	〃	二		九
一六八	都市計画に関する件	二		九
一六九	道路に関する件	三	67	五
一七〇	〃	四		八
一七一—一七三	〃	五		八
一七四	〃	八		八
一七五、一七六	〃	九		八
一七七—一八五	〃	一〇	73	一
一八六—一九三	〃	一一		五
一九四	利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	一七		九
	○北陸地方整備局			
六二	道路に関する件	一	65	一五三
六三	〃	二四		六
	○中部地方整備局			
五九—六三	道路に関する件	一	65	一五三
六四—六六	浄化槽の型式を認定した件	四		八
六七	道路に関する件	五		八
六八、六九	〃	一二		七
七〇、七一	〃	一六		一〇
七二、七三	都市計画に関する件	一七		九
七四、七五	道路に関する件	一八		六
七六、七七	〃	一九		五
	○近畿地方整備局			
六二—七一	道路に関する件	一	65	一五三
七二—七四	〃	一五		八
七五—七七	〃	一六		一〇
七八	由良川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	一六		一〇
七九—八一	道路に関する件	一七		九
八二、八三	〃	一九		五
	○中国地方整備局			
四四	都市計画に関する件	一	65	一五四
四五	道路に関する件	三	67	五
四六、四七	〃	五		八
四八、四九	〃	一一		六
五〇	〃	一五		八
五一、五二	〃	一六		一〇
五三、五四	〃	一七		一〇
五五	都市計画に関する件	一七		一〇
五六、五七	道路に関する件	二六	88	六七
	○四国地方整備局			
五一	道路に関する件	一	65	一五四
五二	都市計画に関する件	一五		八
五三—五八	道路に関する件	一八		六
五九—六一	〃	二六	88	六八
	○九州地方整備局			
五一	道路に関する件	一	65	一五四
五二、五三	〃	二		九
五四、五五	〃	三	67	五
五六	〃	五		八
五七、五八	〃	九		八
五九—六三	〃	一五		八
六四	白川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	一八		七